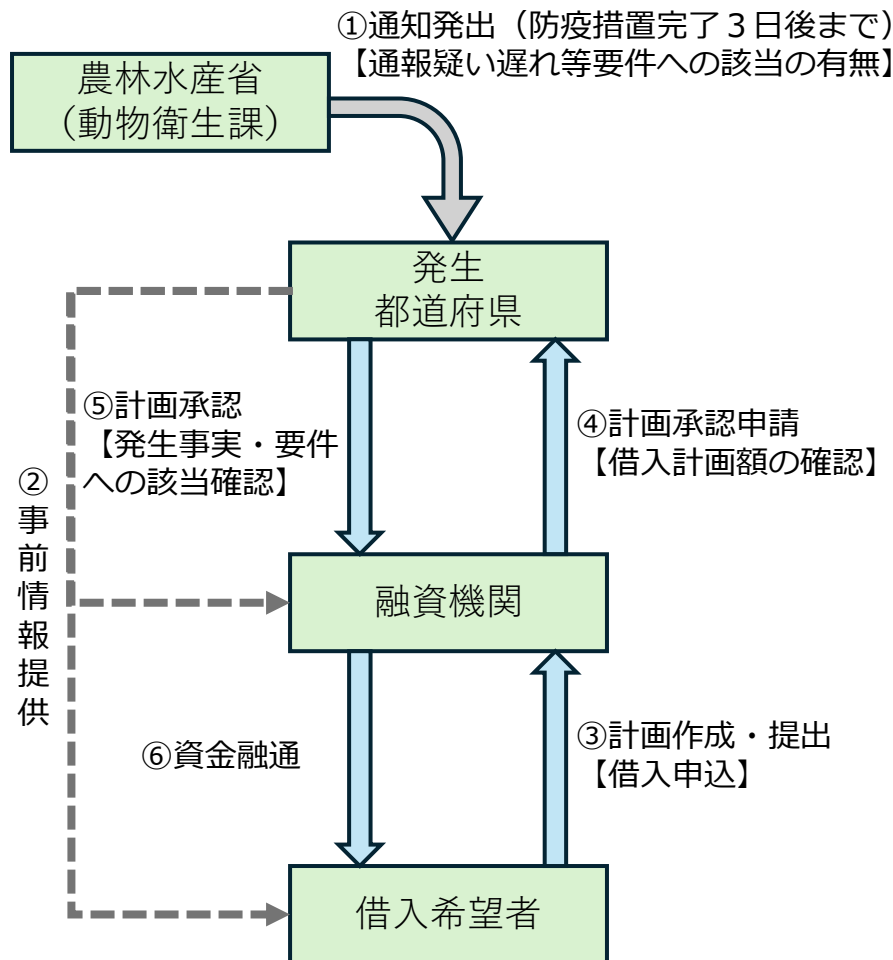


家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニュー）について

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の疾病発生直後に急激に悪化する資金繰りに対応するため、原則全ての発生農家に家畜伝染病予防法に基づき経営再開のために交付される手当金等の交付見込額を限度として、迅速な資金融通を可能とする支援メニューを措置。

貸付までの流れ



貸付条件

- 貸付対象者
対象疾病（※1）の発生に伴い、飼養家畜の処分を行った者
ただし、防疫措置完了時点で以下の疑いがある者を除く。
①発生に当たって都道府県に対する**通報が大幅に遅延**した
②発生に当たって飼養する家畜に**異状が生じていたにもかかわらず出荷**するなど、まん延につながる行動をとった
③発生時に都道府県のまん延防止措置に協力しなかった

- 貸付限度額 以下ア・イのいずれか低い額
ア **手当金等交付見込額（単価×処分頭羽数）**（※2）
イ **3億円**（1発生事例当たり）

- 償還期限
2年以内（一括償還）
ただし、手当金等交付を受けた場合は速やかに償還

- 貸付利率 無利子

- その他 保証料免除

※1 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等

※2 過去の手当金等交付時の評価実績額に0.8を乗じて殺処分1頭羽当たりの単価を別途算定した上で、当該単価に処分頭羽数を乗じて求める。

（単価例：採卵鶏839円、肉用鶏374円、繁殖豚（雌）71,936円、肥育豚16,030円）

○処理期間の目途（③-⑥で最短で数週間から1か月程度）